徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

平成16年12月10日

徳島県規則第67号

徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則を次のように定める。

徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成16年徳島県条例第50号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者指定申請書等)

第二条 条例第二条に規定する規則で定める申請書は、別記様式によるものとする。

- 2 条例第二条に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - 一 定款若しくは寄附行為及び登記簿の謄本又はこれらに準ずる書類
 - 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度の事業報告書、貸借対照表、収支決算書その他経営内容を明らかにする書類。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人その他の団体にあっては、その設立時における財産目録
 - 三 その他知事が必要と認める書類

(選定の特例に係る提出書類)

第三条 条例第四条第二項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 定款若しくは寄附行為及び登記簿の謄本又はこれらに準ずる書類
- 二 書類の提出の日の属する事業年度の前事業年度の事業報告書、貸借対照表、収支決算書その他経営内容を明らかにする書類。ただし、書類の提出の日の属する事業年度に設立された法人その他の団体にあっては、その設立時における財産目録
- 三 その他知事が必要と認める書類

(変更の届出)

第四条 指定管理者は、名称若しくは主たる事務所の所在地又は代表者を変更したときは、速やかに、 その旨を知事に届け出なければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

指定管理者指定申請書

年 月 日

徳島県知事 殿

名称

申請者 主たる事務所の所在地 連絡先の電話番号 代表者の氏名

EΠ

次の公の施設について指定管理者の指定を受けたいので,徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条の規定により申請します。

公の施設の名称

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 定款若しくは寄附行為及び登記簿の謄本又はこれらに準ずる書類
- 3 申請の日の属する事業年度の前事業年度の事業報告書,貸借対照表,収支決算書その他経営内容 を明らかにする書類
- 4 その他知事が必要と認める書類